



鳥取県公報

令和4年11月4日（金）
第9446号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定（543）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定施業要件の変更（544）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 2
◇ 教委告示	物品売払代金の徴収事務の委託（6）（倉吉養護学校）・・・・・・・・・・ 2
◇ 公 告	准看護師試験の実施（医療政策課）・・・・・・・・・・ 3
	建築士免許の取消し（住まいまちづくり課）・・・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第543号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
医療法人松岡 内科	鳥取市賀露町南一 丁目18-16	松岡内科	鳥取市賀露町南一丁 目18-16	精神通院医療	令和4年11月 1日
株式会社悠彩	鳥取市津ノ井248- 11	訪問看護ステーショ ンはるいろ	鳥取市津ノ井248- 11	〃	〃

鳥取県告示第544号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年11月4日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鳥取市青谷町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
風害の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立倉吉養護学校における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年11月4日

鳥取県立倉吉養護学校長 中 家 岳 史

- 委託の相手
八島農具興業株式会社
- 委託期間
令和4年10月22日及び同月23日

公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施する。

令和4年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の種類

試験の内容	試験科目	試験問題数
准看護師として必要な知識及び技能についての試験	人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護	150問

2 試験の日時

令和5年2月14日（火）午後1時30分から午後4時まで

3 試験の場所

鳥取市江津318-1 鳥取県看護研修センター

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。ただし、(1)から(6)までに掲げる者で、鳥取県内に住民登録がない者については、鳥取県内の看護師等学校養成所（准看護師養成所を含む。）又は高等学校等（独立行政法人国立高等専門学校機構米子工業高等専門学校及び特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）又は鳥取県内の医療機関等に准看護師として就職することが内定している者に限る。

(1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「省令」という。）第5条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和5年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）

(2) 省令第5条の基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和5年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）

(3) 省令第4条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和5年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）

(4) 省令第4条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和5年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）

(5) 省令第4条の基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和5年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）

(6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

(7) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しないもので、厚生労働大臣の定める基準に従い、鳥取県知事が適当と認めたもの

5 受験願書の受付期間

令和4年12月5日（月）から同月8日（木）まで

なお、郵送による場合は、令和4年12月8日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課（持参又は郵送によること。）

7 受験願書の添付書類

(1) 4の(1)から(5)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書（令和5年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者にあつては、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合においては、改めて同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。）

- (2) 4の(6)に該当する者であるときは、看護師国家試験受験資格認定書の写し
- (3) 4の(7)に該当する者であるときは、鳥取県准看護師受験資格認定書の写し
- (4) 鳥取県外の看護師等学校養成所(准看護師養成所を含む。)を卒業見込み又は卒業した者で鳥取県内に住民登録している者は、出願前6ヶ月以内に交付された住民票(「個人番号」を省略した住民票)
- (5) 4の(1)から(6)までのいずれかに該当し、鳥取県内に住民登録がなく、かつ、鳥取県内の高等学校等を卒業し、鳥取県外の看護師等学校養成所(准看護師養成所を含む。)を卒業見込み又は卒業した者は、鳥取県内の高等学校等の卒業証明書
- (6) 4の(1)から(6)までのいずれかに該当し、鳥取県内に住民登録がなく、かつ、鳥取県外の看護師等学校養成所(准看護師養成所を含む。)を卒業見込み又は卒業した者で、鳥取県内の医療機関等に准看護師として就職することが内定している者は、就職する予定の鳥取県内の医療機関等が発行した内定証明書
- (7) 写真(出願前6ヶ月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)

なお、その写真が本人に相違ない旨の受験資格に係る学校、養成所又は病院等の証明書(当該証明書の交付を受けることができない者にあつては、10の(5)の問合せ先に相談すること。)を添付すること。

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、6,900円とし、納付書により納付し、受験願書の裏面に納付済証を貼り付けること。

なお、受験料は受験願書の受付後は返還しない。

9 合格者の発表等

- (1) 令和5年3月14日(火)午前9時に、合格者の受験番号を鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課のホームページに掲載するとともに、合格者には合格証書を交付する。ただし、合格者のうち、修業見込み又は卒業見込み、看護師国家試験受験資格認定を受ける見込み又は鳥取県准看護師受験資格認定を受ける見込みで受験したものについては、令和5年3月31日(金)(必着)までに修業証明書、卒業証明書、看護師国家試験受験資格認定書又は鳥取県准看護師受験資格認定書を提出した者に合格証書を交付し、同日までに当該証明書の提出がない場合は当該受験を無効とし、合格証書は交付しない。
- (2) 試験の科目別得点及び総合得点については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。

10 その他

- (1) 受験願書の用紙及び納付書は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課において交付する。その交付請求、試験に関する照会等を郵送によって行う場合には、84円切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒(定形)を同封すること。
- (2) 身体の障がい等があるため、着席位置の指定、車椅子の使用等、受験の際に何らかの措置を希望される方及び補聴器を使用される方は、令和4年12月8日(木)午後5時までに(5)の問合せ先に申し出ること。ただし、申出の内容によっては、試験実施上、配慮できない場合がある。
- (3) 災害の発生等によって試験の日時等を変更した場合は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課のホームページにその旨を掲載する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受験者はマスクの着用等必要な措置をとること。
- (5) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課(電話0857-26-7204)に問い合わせること。

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので同条第3項の規定により公告する。

令和4年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 建築士の氏名 藤江 英男
- 2 二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士

- 3 登録番号 第1189号
- 4 取消しをした年月日 令和4年10月25日
- 5 取消しの理由 死亡